

## Novartis Pharma Grants for Basic Research 2020 募集要項

### 1. 目的

「Novartis Pharma Grants for Basic Research」は、医学研究を推奨し、医療の進歩への寄与を目指した医学関連学会が独立して企画・運営する基礎研究への助成に対して、弊社が支援する制度です。この活動を通じ日本の学術研究の発展へ貢献することを目的としています。

### 2. 対象団体

次の要件を満たす医学関連学会とします。

- 1) 皮膚疾患(腫瘍除く)、脊椎関節炎、移植免疫・臓器保存、いずれかの領域における薬物治療に寄与することを目的とし活動している学会
- 2) 医療用医薬品製造販売業公正競争規約に規定されている「団体性の判断基準」を満たしている
- 3) 全国組織で運営されている
- 4) 2020年4月1日時点で、3,000人以上の正会員を有する

なお、設立初年度の学会は対象外とします。

### 3. 対象となる活動

学会が企画・運営する研究助成プログラムを対象とします。

なお、基礎研究を対象とし、1研究につき200万円以上の助成金を交付するプログラムが対象となります。1学会につき1件の申請を受け付けます。

#### 【対象外の活動】

- ・日本国外に対して募集するプログラム
- ・申請時点で募集が開始されている、もしくは既に募集や助成金の交付が終了しているプログラム
- ・助成対象に臨床研究が含まれるプログラム
- ・既に弊社から支援を受けているプログラム
- ・他社からの支援が含まれるプログラム
- ・奨励賞等のアワードプログラム

### 4. 対象疾患・領域

脊椎関節炎  
皮膚疾患(腫瘍除く)  
移植免疫・臓器保存

### 5. 助成金額

1 申請当たり 2,000 万円を上限とします。

### 6. 助成期間

1 年間の活動に対し、採択された研究助成プログラムに応じた助成金の拠出を行います。プログラムは、契約締結後 3 ヶ月以内に開始することとし、その開始日から 1 年間を助成期間とします。

## 7. 申請期間

2020年4月1日(水)～2020年7月6日(月)

上記、期間外の申請は受付できません。

## 8. 申請

下記全ての書類をメールで提出してください。

<提出書類>

- ① 助成申請書(弊社テンプレート\*)
- ② 研究助成プログラムの企画書(弊社テンプレート\*)
- ③ 研究助成プログラムの収支予算書(弊社テンプレート\*)
- ④ 直近の事業報告書
- ⑤ 直近の収支決算書
- ⑥ 団体の定款または会則
- ⑦ 役員名簿

\* 公募サイト(<https://www.novartis.co.jp/innovation/support-activity/basic-research>)よりダウンロードください。

採否にかかわらず提出書類の返却はいたしません。

提出書類に不備がある場合は受理できませんので、申請の手引き&FAQをご参照の上、ご準備ください。

## 9. 受理

助成事務局にて提出書類を確認後、受理した旨を連絡いたします。

なお、申請内容に関し問い合わせや追加の情報提供を依頼させていただく場合があります。

## 10. 審査

外部有識者を含む審査委員会にて審査され、採択が決定されます。

本制度への申請件数、審査の結果により、助成されないことや申請金額から減額されることがありますので、あらかじめご了承ください。提出書類をもとに、主に以下の観点から審査させていただきます。

### (1) 研究助成の目的

目的は本制度の趣旨と合致しているか

### (2) プログラム内容

- ・計画は具体的であるか
- ・申請団体による募集方法は公平であるか
- ・申請団体が設定した助成対象のテーマは本制度の対象領域・疾患に合致しているか
- ・申請団体による募集対象者の設定は妥当であるか
- ・申請団体による審査方法(審査メンバー含む)は適切であり、透明性は担保されているか
- ・申請団体による審査結果の公開方法は透明性が担保されているものか
- ・申請団体が決定した助成対象者からの研究成果および助成金使用に関する申請団体への報告方法は妥当であるか

## 11. 審査結果の通知と発表

2020年8月末までに、助成申請書に記載されている連絡先に審査結果をメールでご連絡いたします。また、助成対象となった学会および活動は弊社ホームページで公表させていただきます。審査内容に関するお問い合わせはお受けできません。

## 12. 契約の締結

助成が決定された後、ノバルティス ファーマ株式会社と申請団体との間で助成に関する契約を締結いたします。この契約は募集要項の条件と留意事項を遵守いただくために締結するものであり、締結が助成金交付の必須条件となります。

## 13. 助成金の交付

契約締結後に、申請団体が指定する口座に決定した助成金を、2020年12月末までに振り込みます。入金口座の名義が申請団体と一致しない場合、助成金の交付はできません。

## 14. 助成金の使途

弊社から交付する助成金は、研究者に対する研究助成金のみを使用してください。

なお、審査に関わる費用は対象とします。

この助成金により使用できない経費は以下の通りです。

- ・医療用医薬品製造業販売業公正競争規約で定めている「個人費用(懇親会費、一般参加者の交通費等)」
- ・団体の管理費(事務所賃貸費、光熱費、人件費等)
- ・団体の財産となる設備、備品代
- ・建物の新築及び増改築等のインフラ整備費

## 15. 助成金の返還

以下の場合には助成金の一部または全部を返還していただきます。

- ・助成金を使用しなかった場合、または残金が発生した場合
- ・申請いただいた活動以外に使用した場合
- ・助成金の使途に反する費用に使用された場合

なお、活動内容に変更が生じる場合は速やかに助成事務局にご連絡ください。

## 16. 活動の結果報告

助成対象者および研究が決定し、すべての支払いが完了した後、活動報告書(弊社テンプレート)を助成事務局宛てにご提出ください。詳細は採択決定後に助成事務局より連絡いたします。

## 17. 情報公開

本制度に関しては「ノバルティス ファーマ株式会社 医療機関および医療関係者との関係の透明性に関する指針」に則り、弊社ホームページ上で情報公開させていただきます。

## 18. 情報に関する取扱い

申請内容に関する情報は、本制度に関する業務に限定して利用させていただきます。また、個人情報の保護に関する法律、関連諸法令、関連省庁等のガイドラインを遵守し、当社プライバシーポリシーに則って適切に取り扱います。当社プライバシーポリシーは、以下ホームページからご確認ください。

<https://www.novartis.co.jp/privacy-policy>

## 19. 注意事項

- (1) 本制度は申請に基づき支援させていただくものであり、弊社から支援を提案することはありません。
- (2) 本制度の対象活動は申請団体自らが企画・運営するものであり、弊社がその活動に一切関与することはありません。
- (3) 本制度の助成金受領者は、利益相反に関する情報開示を求められた場合、当支援に関して適切に開示してください。
- (4) 本制度は、営業部門から完全に独立した組織により、実施しています。本制度に関するお問い合わせは、直接助成事務局にご連絡ください。


## 20. お問い合わせ先

本制度に関するお問い合わせは、メールにてご連絡ください。

ノバルティス ファーマ株式会社 助成事務局

メールアドレス: [med.grants@novartis.com](mailto:med.grants@novartis.com)

【申請から助成金交付、報告書提出までの流れ】

	<b>1. 申請準備</b>	公募サイトから申請書・企画書のテンプレートをダウンロードし記入 その他提出書類準備
4/1~7/6	<b>2. 申請</b>	助成事務局にすべての提出書類とともにメール申請
	<b>3. 受理</b>	助成事務局にて提出書類を確認後、受理した旨メール連絡 ※申請団体に申請内容について確認させていただく場合があります
約1ヵ月間	<b>4. 審査</b>	弊社にて提出書類を元に審査、採否および助成金額を決定
8月中	<b>5. 結果連絡</b>	申請書に記載の連絡先に助成事務局よりメール連絡 採択の場合、契約締結に関して併せて連絡
約2ヵ月間	<b>6. 契約締結</b>	助成事務局より、申請団体と弊社との契約締結を進めます
	<b>7. 助成金支払い</b>	契約締結後、助成事務局が支払い手続き 振込日確定後、助成事務局より連絡
	<b>8. 報告書提出</b>	報告時期前に助成事務局より連絡し、テンプレート提供 活動結果および助成金使用に関する報告書提出